

ヒューマンアカデミー日本語学校規則

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 名称
- 第3条 位置

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

- 第4条 コース・修業期間・収容定員
- 第5条 始期・終期等
- 第6条 休業日
- 第7条 授業の開始及び終了時刻

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

- 第8条 教育課程
- 第9条 学習の評価
- 第10条 教職員組織

第4章 入学、転学、退学、卒業及び賞罰

- 第11条 入学資格
- 第12条 入学時期
- 第13条 入学手続
- 第14条 転学
- 第15条 退学
- 第16条 修了・卒業の認定
- 第17条 褒賞
- 第18条 懲戒処分

第5章 学生納付金

- 第19条 学生納付金
- 第20条 納入
- 第21条 滞納
- 第22条 学生納付金の返還

第6章 雑則

- 第23条 健康診断
- 第24条 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行うことにより、世界で活躍する人材を育成し、将来新しい社会を創成し、国際社会をリードする人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、ヒューマンアカデミー日本語学校という。

(位置)

第3条 本学は、第1条の目的にかなう教育施設を以下の通り設置する。

- (1) 東京校 本校：東京都新宿区高田馬場 3-18-13 サクセス高田馬場 4F
分校：東京都新宿区高田馬場 4-9-9 早稲田予備校 13 時ホール 5F
- (2) 大阪校 本校：大阪府大阪市中央区北久宝寺町 2-5-9 飛栄創建ビル 1F
分校：大阪府大阪市中央区南船場 2 丁目 1-3 フェニックス南船場 2F
- (3) 神戸校 本校：兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1 三宮センタープラザ東館 5F

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、別表-1 のとおりとする。

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースの始期及び終期は、次のとおりとする。

コース名	始 期	終 期
進学2年コース	4月	翌々年の3月
進学1年9か月コース	7月	
進学1年6か月コース	10月	
進学1年3か月コース	1月	翌年の3月
一般2年コース	4月	翌々年の3月
	7月	翌々年の6月
	10月	翌々年の9月
	1月	翌々年の12月
一般1年コース	4月	翌年の3月
	10月	翌年の9月

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月上旬から 6月下旬まで
- (2) 第2学期 7月上旬から 9月下旬まで

(3) 第3学期 10月上旬から12月下旬まで

(4) 第4学期 1月上旬から 3月下旬まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 長期休業については各年度年間スケジュールにて定める。

これには、いわゆるゴールデンウィークの期間も含む。

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長又は副校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常事態、災害その他急迫の事情があると校長又は副校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の開始及び終了時刻)

第7条 授業の開始及び終了時刻は、次のとおりとする。

第1部	一限	9:15～10:45
	二限	11:00～12:30

第2部	一限	13:30～15:00
	二限	15:15～16:45

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コースの教育課程（カリキュラム）及び授業時数は、別表-2のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、できること、試験成績、出席状況及び授業態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長 ※校長が他の日本語教育機関の校長を兼ねる場合等において
- (3) 主任教員
- (4) 教員
- (5) 生活指導担当者

- 2 前項のほか、必要に応じて職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教職員会議は、毎学期開始時に開催し、その他必要に応じて適宜開催する。

第4章 入学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件のいずれをも満たしていることとする。

- (1) 日本語教育を受ける者として適当と認められる者
- (2) 進学コースについては、12年以上の学校教育又はこれに準ずる課程を修了している者で、かつ年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける身元保証人及び経費支弁者を有する者
 - ・経費支弁者に十分な経費支弁能力があること。
 - ・経費支弁能力を立証できる資料を有すること。

(入学時期)

第12条 本学への入学は、次のとおりとする。

- (1) 東京校及び大阪校：本学への入学は年4回とし、その時期は、4月、7月、10月、1月とする。
ただし、一般1年コースは、年2回とし、その時期は、4月、10月とする。
- (2) 神戸校：本学への入学は年2回とし、その時期は、4月、10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、別表-3に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに別表-3に定める入学金等の学生納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(転学)

第14条 転学しようとする者は、その事由を記した転学願を提出し、校長又は副校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記した退学願を提出し、校長又は副校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長又は副校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長又は副校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、別表-4のとおり卒業証書又は修了証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長又は副校長、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長又は副校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、譴責、退学勧告、除籍の4種とする。

3 前項の処分は、別表-5 懲戒処分該当行為のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第19条 本学の学生納付金は、別表-3のとおりとする。

(納入)

第20条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料及び諸経費、教材費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合、前項の規定にかかわらず、校長又は副校長の許可を得て、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第21条 学生が、正当な事由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長又は副校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第22条 既に納入した学生納付金の返還については、本学所定の別表-6 返金規定に基づくものとする。

第6章 雑則

(健康診断)

第23条 健康診断は、毎年2回実施する。

(細則)

第24条 この学則の施行についての細則は、校長又は副校長が別に定める。

附 則

附則 この学則は、平成26年 1月 1日から施行する。

平成27年 1月 1日改定

平成28年 1月 1日改定

平成28年 4月 1日改定

平成29年 1月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

平成31年 4月 1日改定

平成31年10月 1日改定

令和 4年 4月 1日改定

令和 6年 1月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定

別表-1

1. 東京校

第1部・第2部	コース名	修学期間	収容定員	クラス数	備考		
第1部	進学 2年	2年	320人	16	進学	4月生	320人
	進学 1年9か月	1年9か月	300人	15	進学	7月生	300人
	進学 1年6か月	1年6か月	300人	15	進学	10月生	300人
	進学 1年3か月	1年3か月	100人	5	進学	1月生	100人
	一般 2年	2年	80人	3	一般	7月生	40人
	一般 1年	1年	20人	2		10月生	40人
	小計			1120人	56		4月生
						7月生	340人
						10月生	360人
						1月生	100人
第2部	進学 2年	2年	320人	16	進学	4月生	320人
	進学 1年9か月	1年9か月	300人	15	進学	7月生	300人
	進学 1年6か月	1年6か月	300人	15	進学	10月生	300人
	進学 1年3か月	1年3か月	100人	5	進学	1月生	100人
	一般 2年	2年	80人	3	一般	4月生	40人
	一般 1年	1年	20人	2		1月生	40人
	小計			1120人	56		4月生
						7月生	300人
						10月生	300人
						1月生	140人
計			2240人	112		4月生	700人
						7月生	640人
						10月生	660人
						1月生	240人

2. 大阪校

第1部・第2部	コース名	修学期間	収容定員	クラス数	備 考	
第1部	進学 2年	2年	260人	13	進学	4月生 260人
	進学 1年9か月	1年9か月	350人	18	進学	7月生 350人
	進学 1年6か月	1年6か月	260人	13	進学	10月生 260人
	進学 1年3か月	1年3か月	150人	7	進学	1月生 150人
	一般 2年	2年	160人	8	一般	7月生 120人 10月生 40人
	一般 1年	1年	20人	1	一般	10月生 20人
	小 計			1200人	60	
第2部	進学 2年	2年	260人	13	進学	4月生 260人
	進学 1年9か月	1年9か月	350人	18	進学	7月生 350人
	進学 1年6か月	1年6か月	260人	13	進学	10月生 260人
	進学 1年3か月	1年3か月	150人	7	進学	1月生 150人
	一般 2年	2年	160人	8	一般	4月生 80人 1月生 80人
	一般 1年	1年	20人	1	一般	4月生 20人
	小 計			1200人	60	
計			2400人	120		4月生 620人 7月生 820人 10月生 580人 1月生 380人

3. 神戸校

第1部・第2部	コース名	修学期間	収容定員	クラス数	備 考		
第1部	進学 2年	2年	20人	1	進学	4月生	20人
	進学 1年6か月	1年6か月	20人	1	進学	10月生	20人
	一般 1年	1年	20人	1	一般	10月生	20人
	小 計			60人	3		4月生
						10月生	40人
第2部	進学 1年6か月	1年6か月	20人	1	進学	10月生	20人
	一般 2年	2年	20人	1	一般	4月生	20人
	小 計			40人	2		4月生
						10月生	20人
計			100人	5		4月生	40人
						10月生	60人

別表2 コースカリキュラム、Can do 一覧（到達目標）については、本校への入学希望者等、共有の必要のある者に個別に共有する。

生徒納付金

	2年 コースの場合	1年 コースの場合	1年9か月 コースの場合	1年6か月 コースの場合	1年3か月 コースの場合
(1) 入学選考料	27,500円				
(2) 入学金	82,500円				
(3) 授業料	1,452,000円	726,000円	1,270,500円	1,089,000円	907,500円
(4) 諸経費	110,000円	55,000円	96,250円	82,500円	68,750円
(5) 教材費	66,000円	33,000円	57,750円	49,500円	41,250円
合計	1,738,000円	924,000円	1,534,500円	1,331,000円	1,127,500円

卒業・修了認定基準について

卒業・修了認定

	コース	出席率	日本語能力評価	証明書類
卒業証書	満了	90%以上	基準レベル以上	卒業証明書
修了証書	1年以上	80%以上90%未満	基準レベル以上	修了証明書
修了証書	1年以上	90%以上	基準レベル未満100点以上	修了証明書
学習証明書	卒業・修了要件を満たさない者			在籍歴証明書
学習証明書	学期途中退学者（希望者のみ）			在籍歴証明書

別表-5

	懲戒処分該当行為	訓告	譴責	退学	除籍
1	居住地やアルバイト先についての届出を怠る	○			
2	正当な理由なく、しばしば遅刻、早退、無断欠席をする	○			
3	学習態度不良、素行不良	○			
4	学習意欲が著しく欠け、修学の見込みが無い	○			
5	授業を妨害、学校の秩序を乱す	○			
6	本学内で宗教・政治及び商行為を目的とした勧誘活動をする	○			
7	正当な理由なく無断欠席が連続して3日以上に及ぶ	○			
8	その他1～6に準ずる行為	○			
9	1～7の行為が再度に及ぶ場合		○		
10	居住地やアルバイト先について虚偽の報告をする	○	○		
11	日本国法令、学校規則、学生心得、本学の各規程、通達又は指示等を守らない	○	○		
12	本学の施設または什器・備品等を故意に破損する	○	○		
13	賭博行為、飲酒行為、酒気を帯びての出席、風紀紊乱、各種ハラスメント行為	○	○		
14	正当な理由なく無断欠席が連続して7日以上に及ぶ	○	○		
15	その他9～13に準ずる行為	○	○		
16	9～14の行為が数度に及ぶ場合			○	
17	正当な理由なく無断欠席が連続して14日以上に及ぶ		○	○	○
18	他人に暴行、脅迫をする		○	○	
19	故意または重大な過失により、本学に著しい損害を与える		○	○	
20	故意または重大な過失により、本学の名誉を著しく傷つける		○	○	
21	犯罪行為(微罪処分含む)又は犯罪未遂行為を行う ※1		○	○	
22	刑罰の有罪判決を受ける			○	○
23	18～20の行為で譴責を受け入れない場合			○	
24	学生納付金の全部又は一部を1月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合			○	
25	18～23の行為で退学勧告を受け入れない場合				○

※1 犯罪行為には、以下の行為も含む

- ・交通法規違反による事故(物損事故・人身事故の有無に関わらず)
- ・悪質なアルバイトを紹介
- ・犯罪行為を行い不起訴となった場合
- ・インターネット、SNSを利用し他者を傷つける行為
- ・他者の人権を傷つける行為

<処分内容>

訓告:文書により嚴重注意すること。

譴責:反省文および誓約書を提出させ、将来を戒めること。

退学勧告:自主的に退学することを勧告すること。10日以内に自主退学しない場合は、除籍とする。

除籍:本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

本科コース返金規定

	在留資格認定証明書 (COE) 交付後から入学前まで	入学後 最初の6か月 ※査証 (ビザ) 不発給による退学	入学後 最初の6か月 ※自己都合 (事故・病気) 退学	入学後 7か月以降 (6か月単位) (13か月目、19か月目以降も同様)
選考料	返金なし	返金なし	返金なし	—
入学金	返金なし	返金なし	返金なし	—
入学前教育	返金なし	返金なし	返金なし	—
教材費	全額返金	返金なし	返金なし	返金なし
授業料	全額返金	6か月の半額の ¥181,500 (税込) を返金 7か月以降の授業料： 全額返金 (支払い済の場合のみ)	最初の6か月 返金なし 7か月以降の授業料： 全額返金 (支払い済の場合のみ)	期の前半 (3か月以内) で退学が確定した場合： 6か月の授業料の半額 (3か月分) ¥181,500 (税込) を返金 期の後半 (4か月以降) で退学が確定した場合： 返金なし
諸費用	全額返金	返金なし	返金なし	返金なし
返金手続き に必要な書類	・在留資格認定証明書 (COE) の返却	・査証不発給の事実を説明する資料 (拒否通知書・拒否押印されたパスポート等)	・進学の場合：進学先の入学許可証または学生証 ・在留資格変更の場合： 資格変更済みの在留カード、雇用条件明示書又は雇用契約書 ・帰国の場合： パスポートの日本出国スタンプ・穴の開いた失効済みの在留カード	・進学の場合：進学先の入学許可証 ・在留資格変更の場合： 資格変更済みの在留カード、雇用条件明示書又は雇用契約書 ・帰国の場合： パスポートの日本出国スタンプ・穴の開いた失効済みの在留カード
備考	※入学前とは、授業開始日の1営業日前までの事を指します。 ※返金の際にかかる金融機関の振込や海外送金の手数料は、すべて受取人の負担とします。	※入国ができない場合はオンラインで母国からの出席が可能です。 ※返金の際にかかる金融機関の振込や海外送金の手数料は、すべて受取人の負担とします。	※入国ができない場合はオンラインで母国からの参加可能です。 ※返金の際にかかる金融機関の振込や海外送金の手数料は、すべて受取人の負担とします。	※但し、 7か月目の授業開始日の1営業日前まで に退学の申し出があった場合は、教材費、授業料、諸費用 全額返金 します。 ※学費は6か月単位での納入をお願いしております。 (開講前に期中の退学予定日、期間満了が確定している場合を除く) ※返金の際にかかる金融機関の振込や海外送金の手数料は、すべて受取人の負担とします。